

法華經為字和訓考 —— 資料篇(六) —

田 島 篓 堂

夫氏『文化財法華經方便品解題』昭56年による)

立本寺藏妙法蓮華經古点による訓読及び所在△頁・上下・行▽

立本寺藏妙法蓮華經古点の為字訓

竜光院藏妙法蓮華經古点による訓読及び所在△頁▽

竜光院藏妙法蓮華經古点の為字訓

足利本仮名書法華經と所在△卷・行▽

心空刊僊点法華經と所在△卷・行▽

日遠撰文段經妙法蓮華經

文段經妙法蓮華經の為字訓

頂妙寺藏版妙法蓮華經(天保五年刊)

頂妙寺藏版妙法蓮華經(明治改訓版、明治一九年刊)

科注妙法蓮華經(徐注)

淨嚴『略解妙法蓮華經新註』

赤松光映『校点妙法蓮華經』

『訓訛妙法蓮華經』(法華經普及会編)と所在△旧版頁・新版

- (1) 大正新脩大藏經第九卷所收法華經本文及び品名、所在△頁・
段・行▽
- (2) 法華經為章板文(叢山文庫藏)為字訓
- (3) 法華經為章板文(元禄十年刊)為字訓
- (4) 法華三大部補注の為字訓
- (5) 日相本妙法蓮華經の為字訓
- (6) 科注妙法蓮華經の為字訓
- (7) 山田嘉蔵氏旧藏方便品白点による訓読と所在△行▽(中田祝
頁▽)

- (23) 岩波文庫『法華經』と所在△卷・頁▽
- (24) 平樂寺版『妙法蓮華經_{西正新版}』
- (25) 法華訳和尋跡抄の為字訓
(尋)は法華訳和尋跡抄の為字訓に関する言説、(山)は法華經山家本裏書の為字関係記事
- (26) 備考
(尋)は法華訳和尋跡抄の為字訓に関する言説、(山)は法華經山家本裏書の為字関係記事
- (27) 注 「訓訳」の新旧両版の異同、「岩波本」の初版、再版の異同
- 一、(2)～(6)、(9)、(11)、(15)、(25)の為字訓の欄について、為字訓のない場合は空欄とする。／印は該当本文がないことを示す。＊印は、二ヶ所以上の為字訓が一括して示されてゐるものであることを示す。但し、それが、はつきり特定できるやうに示されてゐる場合は、＊印をつけない。(9)の十印は寿慶聖人によるものである。
- 一、板本為々章と活版本為々章はNo.416（板—以、活—与）のほか、為字訓に関しては全同である。補注は、唐本（張明刊）、板本（慶安三年、寛文九年）活版本（正統藏）とも為字訓は等しい。
- 一、(7)(8)(10)は全巻そろつたものではない。本文のない場合は空欄とする。(7)は方便品のみである。
- 一、(12)は分別品、神力品、囑類品を欠く。この部分、文政八年刊記の摩尼園藏版で補ふ。この部分、所在は巻行ではなく、頁、上下、行で示す。
- 一、(19)「徐注」は寛永八年版、慶安二年版、延宝四年版、寛文八年版、元禄四年版など多数ある(いづれも異版)。今回は、寛永版に

主としてより、慶安版、延宝版と比較して若干の補正をした。なほ、訓点は板本に刻されたものを示す。所持者による書き入れがそれもあり、興味深いが、今回はすべて割愛した。

一、(20)は、一如の注をもととした淨嚴の「冠注略解」によつて訓点を示した。

一、(13)(14)(16)～(21)においては、片仮名は通行字体にした。子→ネ、セ↓セなど。また、合字、又は漢字草体によるものは、印刷の都合により、片仮名で示した。

一、(13)(14)(16)～(21)においては、片仮名は通行字体にした。子→ネ、セ↓セなど。また、合字、又は漢字草体によるものは、印刷の都合により、片仮名で示した。

一、(13)(14)(16)～(21)においては、片仮名は通行字体にした。子→ネ、セ↓セなど。また、合字、又は漢字草体によるものは、印刷の都合により、片仮名で示した。

一、(13)(14)(16)～(21)においては、片仮名は通行字体にした。子→ネ、セ↓セなど。また、合字、又は漢字草体によるものは、印刷の都合により、片仮名で示した。

一、(22)は元版（大正5年初版）によつて示し、新版（昭和30年、仮名づかひを改める）の頁数も示した。若干の相違があるが、これは(22)に示した。

一、(23)は改訂版によつて示した。初版との異同は(22)に示した。

一、(24)は両点本の代表としてあげた。これ以前の版とみられるものがあるが、刊年不明ゆゑ、その明らかな平樂寺版によつた。

一、(25)、尋跡抄は為字の訓にかかる部分のみを示した。句読点などは若干改めた部分がある。山家本裏書は、為字に関連する部分を示した。関係記事のない場合は省略した。

一、各訓説において△▽はふり仮名を示す。()は補説を示す。

尋跡抄においては（）内は割注を示す。

（10）（12）（23）（24）は為字のよみの部分のみを示した。

一、近代のものは（21）（22）（23）のみである。代表的なものとりあげるにとどめた（23）は代表的なものとはいへないが）。その他、いくつか

のものについては、（24）の如く、頂妙寺版明治版の系統をひくもの、または、初版の系統をひくもの等があるが、それについては、補

説を用意する。

一、（26）（27）は関係記事のない場合は省略した。今回は（7）（8）は本文なき部分にあたるので省略する。

一、今回はNo.448（如來寿量品）からNo.502（法師功德品）までを掲載する。

以上

法華經為字和訓資料

No. 448 弥勒為首 (寿量品 42 b 5)

(1) 作 (3) 作 (4) 作 (5) 作

/

と為へしレ (148)

として (6—11)

弥勒ヲ為シテ首メト (6—5)

弥勒ヲ為シテ首メト (15) 作

菩薩大衆弥勒を首として合掌して仏に白して言々へ

新272 (下10)

トシテ となして

(25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (14) (13) (12) (10) (9) (2) (1)

/

(21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (10) (9)	No.	(25) (24) (23) (22)	(21) (20)
為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故	456	/	為衆生故 為衆生故
以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以	(寿量品 (6—214) (6—93))	(4) 以 (5) 与 (6) 以	(下28)
を為△(も)▽(て)の かための 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故 為度衆生故	(152)	(11) 以	衆生の為△ため▽の故に方便力を以て當に滅度すべしと言ふ (旧268 新279)

(22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (14) (13) (12) (10) (9)	No.	(25) (24) (23) (22)	
新280)	457	/	衆生を度せんが為△ため▽の故に方便して涅槃を現す (新279)
為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法	(寿量品 (6—232) (6—99))	(3) 与 (4) 与 (5) 与 (6) 以	んがための ンカタメノ (下30)
ために 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法 為說無上法	(153)	(11)	新280)

我復彼の中に於て為△ため▽に無上の法を説く

二
270

二
270

(19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)	No.	467	(25) (24) (23)	(20) (19) (18)	(21) (20) (19) (18)
為此所輕惱		爲此所輕惱		爲、阿耨多羅三藐三菩提、故	爲、阿耨多羅三藐三菩提、故
被		(3) 被		爲、阿耨多羅三藐三菩提、故	爲、阿耨多羅三藐三菩提、故
ノタメノ		(4) 被		阿耨多羅三藐三菩提、故	阿耨多羅三藐三菩提、故
		(5) 被		阿耨多羅三藐三菩提、故	阿耨多羅三藐三菩提、故
		(6) 被		阿耨多羅三藐三菩提、故	阿耨多羅三藐三菩提、故
		(11) 被		阿耨多羅三藐三菩提の爲ための故に・五波羅蜜を行ぜん	阿耨多羅三藐三菩提の爲ための故に・五波羅蜜を行ぜん
		(206 a 4)		(日 275)	(日 275)
				(新 287)	(新 287)
				(下 48)	(下 48)

(21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)	No.	468	(26) (25) (24) (23) (22) (21) (20)	(26) (25) (24) (23) (22) (21) (20)	
其福爲如此		其福爲如此		爲、所輕惱	爲、所輕惱
得		(3) 得		所輕惱	所輕惱
		(4) 得		惱	惱
		(5) 得			
		(6) 得			
		(11) 得			
		(206 a 18)		(日 276)	(日 276)
				(新 288)	(新 288)
				(下 52)	(下 52)
				これがために	これがために
				コレカタメニ	コレカタメニ
				斯れに輕しめ惱まされん	斯れに輕しめ惱まされん

No.	(22)	(23)	(24)	(25)
則為見仏常在耆闍崛山・說法 （分別品 45 b 18）	トス 其の福此の如くなることを為へう （下 54）	トス	トス	トス
（10） 為△(二)▽れ （11） 是 （12） 是 （13） 是 （14） 是 （15） 是 （16） 是 （17） 是 （18） 是 （19） 是 （20） 是 （21） 是 （22） 則ち為△(二)▽れ仏常に耆闍崛山に在つて・說法するを見 （旧 278 新 290） （下 56）	（161） （6 — 206） （207 a 4） （11） （5） （6） （15） （16） （17） （18） （19） （20） （21） （22）	（161） （11） （16） （17） （18） （19） （20） （21） （22）	（161） （11） （16） （17） （18） （19） （20） （21） （22）	（161） （11） （16） （17） （18） （19） （20） （21） （22）

(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(2)	(1)	No.	(26)	(25)
当知已為深信解相	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	トス	471	(尋) 是 ^{ヲナゾ} 務 ^{ミハシマ} 深信解相 ^{ト文}	(尋) 是 ^{ヲナゾ} 務 ^{ミハシマ} 深信解相 ^{ト文}
(不揭載)	(3)	(不揭載)	(3)	(不揭載)	(3)	(不揭載)	(3)	(不揭載)	(3)	(不揭載)	(3)	(不揭載)	(3)	(不揭載)	(3)	(不揭載)	(3)	(不揭載)	45 b 24		
と為△(な)▽(つ)く	(207 a 13)	とす	(207 a 13)	とす	とす																
(15) 名	(161)	(16) 名	(161)	(16) 名																	
	(6 — 212)		(6 — 212)																		
(6) 名	(11) 名	(5) 名	(11) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名	(5) 名				

(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(2)	(1)	No.	(26)	(25)
斯人則為頂戴如來	トス	トス	472	是 ^{ヲナゾ} 務 ^{ミハシマ} 斯人則為頂戴如來 (分別品)	是 ^{ヲナゾ} 務 ^{ミハシマ} 斯人則為頂戴如來 (分別品)																
になりぬ	(207 a 15)	斯人則為頂戴如來	45 b 25																		
斯人則為頂戴如來	(11) 是	斯人則為頂戴如來	45 b 25																		
斯人則為頂戴如來	(6 — 213)	斯人則為頂戴如來	45 b 25																		
斯人則為頂戴如來	(5) 是	斯人則為頂戴如來	45 b 25																		
斯人則為頂戴如來	(6)	斯人則為頂戴如來	45 b 25																		

(10)	(9)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(10)	
為△(ニ)▽れ				477	/			り	(旧 279)	則△為已於無量千万億劫作是供養已上										
為△(ニ)▽れ	/	是	則△為起立僧坊	477	/		ニナリヌ	為△△コ▽れ	(下 58)	則△為已於無量千万億劫作是供養已上										
(162)		(3)	是	(分別品)	(4)	是				(新 291)									(207 b 8)	(162)
(11)		(5)	是	45 c 6	(6)														(6-220)	(11)

(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	
/													/		作	得無漏無為	484	/	タメニ	ために	
(音)	無為	無漏無為	得無漏無為	得無漏無為	得ニテ	得ニルキ	得ニ	得ニ漏無為	得ニ漏無為	得ニ漏無為	得ニ漏無為	得ニ漏無為	無為	無為	ヘムル	▽	(165)	(3)	作	得無漏無為	484
(下70)	無漏無為を	得無漏無為	得ニ漏無為						作												
(旧283)													(15)	(6)	(209)	b4	(11)	(4)	(分別品)		
(新295)													作	—	263	(263)		作	作		
																	(5)	46	b8		
																	(6)				
																	作				

四

(14) (13) (12) (10) (9) (2) (1) No.	(25) (24) (23)	(22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (14) (13)
為人分別 / のために 与 為人分別 489 / のための 新299)	ノタメニ (3) 与 (隨喜品) (下80)	若し人是の經の為△ため▽の故に僧坊に往詣して 若し人是の經故=若し人是の經故=若し人是の經故=若し人是の經故=若し人是の經故=若し人是の經故=若し人是の經故=若し人是の經故=
為人分別 / のために 与 為人分別 (168) (4) 与 47a (15) (6 412) (11) (5) 22 (6)	ノタメニ (4) 与 (隨喜品) (下80)	(15) 以 (6 304)
為人分別 / のために 与 為人分別 (168) (4) 与 47a (15) (6 412) (11) (5) 22 (6)	ノタメニ (5) 22 (6)	

(旧 286)

(17) (16) (14) (13) (12) (10) (9) (2) (1) No.	(25) (24) (23)	(22) (21) (20) (19) (18) (17) (16)
隨喜為佗説 / のために 与 隨喜為佗説 490 / のために (旧 288 新300)	ノタメニ (3) 与 (4) 与 (隨喜品) (下84)	而も大衆に於て人の為△ため▽に分別し説の如く修行せん
隨喜為佗説 / のために 与 隨喜為佗説 (168) (4) 与 47a (15) (6 418) (11) (5) 25 (6)	ノタメニ (4) 与 (隨喜品) (下84)	
隨喜為佗説 / のために 与 隨喜為佗説 (168) (4) 与 47a (15) (6 418) (11) (5) 25 (6)	ノタメニ (5) 25 (6)	

(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)
即 為 方 便 說 涅 槃 真 實 法	491	与 ノタメニ	のため 新300)	乃至一偈に於ても随喜して佗の為△ために説かん	隨喜 為佗説	隨喜 為他説	隨喜 為佗説	隨喜 為他説											
ため		に		ため		に		（169）		（3）		与 涅槃真実法		（47b4）		（下84）		（22）	
た め に		（6—430）		（11）		（4）		与 涅槃真実法		（5）		与 涅槃真実法		（6）		与 涅槃真実法		（15）	
（169）		（6—329）		（15）		（6—329）		（15）		（6—329）		（15）		（6—329）		（15）		（6—329）	

二
288

(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)
不レ可レ為ニ譬喻ヲ	不可レ為ニ譬喻ヲ	不レ可レ為ニ譬論ヲ	ひゆすへからす	ひゆすへからす	得	得	492	/	タメニ	ために	新301)	即チ為ニ便ニ說ニ涅槃真実法ヲ							
(15)	得	(15)	得	(15)	得	(15)	得	(15)	(6—439)	(6—332)	(4)	得	(47b10)	(隨喜品)	(下84)				
									(169)	(169)	(5)	得	(6)						
										(11)	得								

289

(22) 是の人の福彼れに勝れたること譬諭を為へなべからず

(22) (旧 289) 新 301

(22) を為へウベからず (下 86)

(22) トス

(22) /

(22) 493

為人所喜見

(隨喜品)

得

(3) 得

(4) 得

(5) 得

(6) 得

を為へ(え)ム

(169)

(457)

(338)

ところたらん

(6)

為人所喜見

(11)

為人所喜見

(6)

為人所喜見

(6)

為人所喜見

(6)

為人所喜見

(6)

面目悉く端嚴にして人に見んと意はるることを為へえん

(旧 289) 新 302

(23) を為へエくん (下 86)

(23) ノタメニ

(26) 得
(尋) 為二人所懸見。為訓得。上為火所燒等同例様。
彼訓被。今訓得。不一辺事也。(山) 為人(声点)常法本。

(24)

(25)

(26)

(26) 494

若為他人説

(法師功德)

与

(3) 与

(4) 与

(5) 与

(6) 与*

の為に

(173)

(11)

のため

(6)

若為他人説

(567)

若為他人説

(15)

若為他人説

(385)

若為他人説

(15)

若為他人説

(15)

若為他人説

(15)

若為他人説

(15)

(22) 若しは經典を誦誦し若しは佗人の為へために説かん

二
294

新

(1) No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(2)	(1) No.	
或為人説法 (法師功德 49 b 8)	/	ノタメニ (旧 296 のため 下 102)	若し分別して佗人の為△ため▽に説かんと欲せば憶念して	為他人説 ノタメニ (新 308)	為他人説 ノタメニ (上)	為他人説 ノタメニ (カント)	為他人説 ノタメニ (ト)	為他人説 ノタメニ (ト)	為他人説 ノタメニ (ト)	為他人説 ノタメニ (ト)	為他人説 ノタメニ (ト)	為他人説 ノタメニ (ト)	為他人説 ノタメニ (カント)	の為に ために	/	與 (3)	與 (4)	為他人説 (法師功德 497 48 c 11) 與 *

(9) (2) (1) No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(2)		
/ 以 為聽法故 (3) 以 (4) 以 (5) 以 (6) 以 499	/	ノタメニ (旧 298 のため 下 110)	或は人の為△ため▽に説法する、香を聞いて悉く能く知らん	或は人の為 ノタメニ (新 311)	或 為 レ 人 説 法 スル	の為に ために	/	與 (3)	與 (4)	為 レ 人 説 法 スル (177 6 715) (11)								

(12)	(10)	(9)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)
ために	為に	/	与	或時為現身	500	/	んがための	為レ聽法故	のための	為レ聽法故	のための	を為△(も)▽(て)の	(178)						
			(3)	与	(法師功德)		(下114)	(15)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
			(4)	与	(5)	49c	(新312)	以	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
			(6)	与	(6)	21)													(11)

法を聽かんが為△ため▽の故に皆來つて親近し恭敬供養せん

(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(9)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)
為衆生說法	為衆生說法	の為に	/	与	為衆生說法	501	/	タメニ	ために	或ル時為現身										
			(3)	与	(法師功德)		(181)	(15)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
			(4)	与	(5)	50b	(11)	与	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
			(6)	与	(6)	10)		*												(6)

(旧
301)

新
314)

(付記) 本稿は平成二・三・四年度文部省科学研究補助金による
成果の一部である。

(20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)

得
ノタメニ
のために (下124)
新317)

為ニ一切衆生、歡喜^{シテ}而愛敬^{スルコトヲ}
為ニ一切衆生、歡喜^{シテ}而愛敬^{セラレバ}

一切衆生の歓喜して愛敬することを為^ハえ^ルん (旧304)

(尋) 為ニ一切衆生、歡喜^{シテ}而愛敬^{スルコトヲ}、為訓得。 (山) 為為々
章・科註並訓^レ与、補注訓^レ得